

令和2年度特別養護老人ホーム 大規模修繕費補助事業 実施施設募集概要について

介護保険の発足以前から運営されていた従来型特別養護老人ホームの長寿命化を図るため、施設の大規模修繕費の一部補助を実施します。令和2年度は対象施設のうち、希望する施設について予算の範囲で事業実施することとします。

なお昨年度に引き続き、修繕工事と同時に多床室の個室化工事を行う場合は、個室化に係る工事も補助対象とします。

設計、工事年度	令和2年度 設計、着工（出来高5%） 令和3年度 完了								
対象施設	介護保険法施行以前に措置費により運営されていた特別養護老人ホーム（市内43施設）※指定管理施設は除く（補助金の交付を受けることができるのは、1施設につき1回のみです）								
補助金交付の主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・創設及び増築の際の検査済証が保管されており、写しを高齡施設課に提出できること ・補助金以外の自己資金の用途が立っていること ・工事中の入居者の処遇、安全の確保等、施設運営の方法について具体的な計画が立てられていること 								
令和2年度募集規模	別表「特別養護老人ホーム大規模修繕費補助事業対象施設一覧」のうち10施設程度								
補助対象工事	<p>一定年数を経過して、老朽化した箇所にかかる修繕工事を対象とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の一部改修 浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ② 施設の付帯設備の改造 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ③ 法改正等で既存不適格になっている箇所について現行の基準に適合させるための工事 ④ 多床室を従来型個室に改修する工事 ⑤ ①、②、③、④の補助対象工事に伴い、必要となる仮設工事及び復旧工事 ⑥ その他、補助対象外とする工事について、以下の条件に合致する工事については、補助対象とします。 <ul style="list-style-type: none"> ・開所当時から時代の変化により、状況や価値観の変化が生じたために必要となる工事 ・近年整備された特別養護老人ホームには、一般的に当然整備されている設備への交換、新規導入（公共工事での施工実績等を基に個別判断） <p>※照明のLED化についても補助対象とします。</p>								
補助金額	<ul style="list-style-type: none"> ・補助率：建築後30年経過した段階での措置期間の割合 × 3/4 ・補助上限額：100,000千円（補助対象上限額 200,000千円） <p>例 昭和52～55年に建設された施設の場合</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>補助対象事業費</td> <td>補助率</td> <td>措置割合</td> <td>補助額</td> </tr> <tr> <td>200百万</td> <td>× 3/4</td> <td>× 20/30</td> <td>= 100百万</td> </tr> </table>	補助対象事業費	補助率	措置割合	補助額	200百万	× 3/4	× 20/30	= 100百万
補助対象事業費	補助率	措置割合	補助額						
200百万	× 3/4	× 20/30	= 100百万						
その他	<ol style="list-style-type: none"> ① 工事に関する業者選定及び契約手続き等については、「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」に基づき行うことを条件とします。 ② 選定後であっても、横浜市補助金が予算化されない場合は、事業の遅れや、当初予定された補助制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。 								
募集期間	令和2年4月13日（月）～ 令和2年6月19日（金）								
事前相談	事前相談は必ず、事前に健康福祉局高齡施設課（045-671-4119）まで連絡してください。								
応募方法	「特別養護老人ホーム 大規模修繕費補助事業の手引き」「特別養護老人ホーム大規模修繕事業計画書様式」により必要書類を正副2部作成し、提出してください。								
応募先	横浜市中区本町6-50-10 横浜市健康福祉局高齡施設課 施設整備係 電話：045(671)4119 FAX：045(641)6408 Eメール： kf-tokuyouseibi@city.yokohama.jp								

※令和2年5月に健康福祉局高齡施設課は新市庁舎へ移転します。